

平成 29 年度 自然再生士特別認定講習会の実施方針

日本緑化センターでは、平成 26～28 年にかけて、主にみどりに関わる技術に精通する技術者を対象として、自然再生士特別認定講習会を開催し、過去 3 年間で 1,600 名弱の自然再生士を認定してきました。それを受け、平成 28 年 12 月に開催された自然再生士資格委員会において、平成 29 年度以降の実施方針として、以下のことが示されました。

①特別認定の対象となるみどりの資格の門戸を広げるべき

過年度までの特別認定講習会は非常に多くの反響をいただき、その後、各種関係団体からも強く継続開催の要望を頂きました。

⇒委員会では、自然再生士に必要な知識や技術を有するみどりに関わる潜在的資格がまだまだ多数あることが指摘されました。

②自然再生に精通した技術者の育成が急務である

地域の生物多様性の保全をはじめ、2020 年に開催される夏季東京オリンピックのための環境整備や、東北の被災地における海岸林の再生事業などの様々な課題に対応するため、早急に自然再生士の有資格者を確保することが求められています。

⇒委員会では、今後のわが国の健全な国土の形成を鑑み、自然再生士の認定者数を増やすことで、社会一般に自然再生の考え方や理念を広く普及することの重要性が指摘されました。

③やむを得ず受講できなかつた者の救済措置が必要である

過去の特別認定講習会の開催にあたり、「講習会の存在を知らなかつた」、「都合がつかず受講ができなかつた」という方からの問合せが数多く寄せられておりました。

⇒委員会では、何らかの事情で受講できなかつた者の取り扱いについて、機会を設ける必要性が指摘されました。

以上から、自然再生士特別認定講習会は、平成 29 年度以降も、みどりに関わる資格の門戸を広げ、引き続き開催することが決定しました(継続期間は 3 年間で予定)。

これまでの 3 資格に加え、①技術士、②公園管理運営士、③森林インストラクター、④RCCM が対象となります。なお、「自然再生セミナー」の開催を希望する声も多いため、資格をお持ちでない方も参加できます。詳しくはホームページを参照ください。